

「まちづくり出前講座」の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、「まちづくり出前講座」の実施を下記のとおりとする。

1. 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の対象となった期間中は講座を中止する。申し込みはお断りする。
2. 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置解除以降の申込みがあった場合、担当課と協議し、開催の可否を決定する。
3. 開催の場合は利用者には、新型コロナ感染症防止対策を講じて開催してもらう。